

守口市母子保健カレンダー

●守口市市民保健センターの駐車場は地下駐車場（有料）のみです。数に限りがありますので、徒歩・自転車・コミュニティバス「愛のみのり号」・公共交通機関をご利用ください。
●実施日・時間など変わることがあります。最新の情報は「広報もりぐち」をご覧ください。

◆乳幼児健康診査（災害や感染症拡大防止のため健診を延期または中止する場合があります。） ●問合せ 守口市市民保健センター

名称	場 所	受付時間	実 施 月	R 4 年												R 5 年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
4 か月児健康診査	対象児には案内（問診票）を発送いたします。		対象児の生まれ月日	R3年 11/16~ 12/15生	12/16~ R4年 1/15生	R4年 1/16~ 2/15生	2/16~ 3/15生	3/16~ 4/15生	4/16~ 5/15生	5/16~ 6/15生	6/16~ 7/15生	7/16~ 8/15生	8/16~ 9/15生	9/16~ 10/15生	10/16~ 11/15生			
	児童センター	午前10時 ～ 午前10時45分	実 施 日	14	12	9	14	4	8	13	10	8	12	9	9			
	守口市市民保健センター	午前9時30分 ～ 午前10時30分		19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	14			
	守口市役所（1階）	午前9時45分 ～ 午前10時45分		*28	*26	*23	28	*25	22	27	24	*22	26	16	23			

*4か月児健康診査は、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援事業等実施のため、保健センターで実施します。個別通知しますので、場所・時間をご確認の上来所してください。

1 歳 健康診査月児	対象児には案内（問診票）を発送いたします。	対象児の生まれ月	R 2 年				R 3 年							
			9月生	10月生	11月生	12月生	1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生
守口市市民保健センター	午後1時～午後2時	誕生日が1日～15日 生まれの実施日	7	12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2
		誕生日が16～末日 生まれの実施日	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16

歯 2 科 健康診査月児	対象児には案内（問診票）を発送いたします。	対象児の生まれ月	R 1 年				R 2 年							
			9月生	10月生	11月生	12月生	1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生
守口市市民保健センター	午後1時～午後2時	誕生日が1日～15日 生まれの実施日	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
		誕生日が16～末日 生まれの実施日	15	20	17	15	17 (水)	16	21	18	16	20	17	17

3 歳 健康診査月児	対象児には案内（問診票）を発送いたします。	対象児の生まれ月	H30年				H31年				R1年			
			9月生	10月生	11月生	12月生	1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生
守口市市民保健センター	午後1時～午後2時	誕生日が1日～15日 生まれの実施日	8	13	10	8	19	9	14	11	9	13	10	10
		誕生日が16～末日 生まれの実施日	22	27	24	22	26	30	28	25	23	27	24	24

乳児一般健康診査	対象：1歳未満の乳児（適齢期1か月）	府内の委託医療機関で無料で受診できます。 (妊婦健診受診券に添付の乳児一般健康診査受診票が必要です。)
乳児後期健康診査	対象：9か月～1歳未満の乳児（適齢期10.11か月）	府内の委託医療機関で無料で受診できます。 (4か月児健康診査時にお渡しする乳児後期健康診査受診票が必要です。)

◆ぜん息予防・回復のために ●問合せ 守口市市民保健センター

名 称	対 象	日 時	内 容
ぜん息健康相談	気管支ぜん息・慢性気管支炎 肺気腫・ぜん息性気管支炎等の 病気がかかっている人	偶数月第2水曜日 午後2時～3時	せき・たん・ぜん息発作・息切れなどの症状や 呼吸器の病気の予防・食事などについての相談
アレルギーぜん息健康相談	4～5か月児	4か月児健康診査時に日時をお知らせしています。	将来、発症のおそれのある児に問診や診察を通じて、 医師・栄養士による発症予防のための相談や 助言・指導
アレルギーぜん息健康診査	4歳未満	1歳6か月児健康診査時	

◆不妊治療に関する支援 ●問合せ 守口市市民保健センター

名 称	対象となる治療
守口市不妊検査・治療費助成金	一般不妊検査及び治療（タイミング・ホルモン・人工授精）

※申請の対象者には要件があります。制度の詳細は上記の名称をWebで検索及び電話にてご確認ください。

◆妊婦歯科健康診査 ●問合せ 守口市市民保健センター

※予約制
内容：口腔衛生状況（むし歯・歯石・歯肉）の確認、唾液潜血反応検査

区分	令和4年												令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
平日版 (午後)	19	21	16	18	20	21									
休日版 (午前)		22	24	25	27	22					26				

子どもの急な病気に困ったら
『小児救急電話相談』
☎ #8000
もしくは 06-6765-3650
(午後7時～翌日午前8時まで)
小児科医の支援体制のもと「看護師」が相談に応じます

◆予防接種 ※接種時は必ず母子健康手帳を持参ください。 ●問合せ 守口市市民保健センター

定期予防接種は北河内5市内(守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四条畷市)の委託医療機関で通年接種可能です。

※下表の文中に記載のある「～に至るまで」及び「～未満」とは、誕生日の「前日まで」を意味します。

名 称		対象年齢	標準接種年齢	回数	間 隔	
BCG（結核）		生後1歳に至るまで	生後5～8か月未満	1回		
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2～9か月未満	3回	27日以上の間隔で2回接種後、 3回目は1回目から139日以上の 間隔で接種	
ロタウイルス <small>（ワクチンの種類により 対象年齢・接種回数が異なります。）</small>	ロタリックス	出生6週0日から 24週0日後まで	初回接種は出生後 14週6日後まで	2回	27日以上の間隔を置いて 2回経口投与	
	ロタテック	出生6週0日から 32週0日後まで		3回	27日以上の間隔を置いて 3回経口投与	
ヒブ 注1)		生後2か月～5歳に至るまで	初回接種開始は 生後2～7か月に 至るまで	1回～4回	接種を開始する年齢により 間隔・回数が異なります。	
小児用肺炎球菌 注1)		生後2か月～5歳に至るまで	初回接種開始は 生後2～7か月に 至るまで	1回～4回	接種を開始する年齢により 間隔・回数が異なります。	
四種混合 （ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ） 注2)	1期	初回	生後3か月～7歳6か月に至るまで	3回	20日以上（標準的には20日～56日） の間隔を置いて3回接種	
			追加	生後3か月～7歳6か月に至るまで （1期初回終了後6か月以上）		1回
三種混合・単独不活化ポリオ 注2)		対象年齢・回数等は、四種混合と同じ				
ジフテリア・破傷風		2期	11歳～13歳未満	11歳	1回	
麻しん・風しん混合ワクチン 注3)		1期	1歳～2歳未満	1歳	1回	
		2期	5歳～7歳未満の就学前1年間 (平成28年4月2日～29年4月1日生まれ)	年長	1回	
水痘		1回目	1歳～3歳未満	生後12～15か月	2回	3か月以上の間隔を置いて 2回接種
		2回目		1回目接種後から 6～12か月後		
子宮頸がん 注4) <small>（ワクチンの種類により、 接種間隔が異なります。）</small>	サーバリックス	小学6年生から高校1年生相当 年齢の女子	中学1年生	3回	1か月以上の間隔で2回接種後、 3回目は1回目から5か月以上、 かつ2回目から2か月半以上の 間隔で接種	
	ガーダシル			3回	1か月以上の間隔で2回接種後、 3回目は2回目から3か月以上の 間隔で接種	

- 注1) ヒブ及び小児用肺炎球菌は、接種を開始する年齢により、接種間隔・回数が異なります。詳細は市ホームページをご参照ください。
注2) 4疾患(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)の予防接種は、原則四種混合ワクチンを使用します。既に三種混合の接種が完了してポリオが完了していない場合はポリオワクチンを使用しますが、ポリオの接種が完了して三種混合が完了していない場合は四種混合ワクチンを使用することができます。
注3) 麻しん、風しんのどちらかにかかった人も、原則、麻しん・風しん混合ワクチンを受けてください。麻しん及び風しん単抗原ワクチンもあります。
注4) 平成25～令和3年度にかけての予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した人を対象に令和4年4月から3年間の期間限定で特例措置を実施する方針を国が示しています。詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。

名 称		対象年齢	標準接種年齢	間隔・回数
日本脳炎 注5)	1期	初回	生後6か月～7歳6か月に至るまで	3歳
		追加	生後6か月～7歳6か月に至るまで (1期初回終了後概ね1年おく)	4歳
	2期	9歳～13歳未満	9歳	1回

注5) 平成17～21年度にかけての予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した人を対象に特例措置があります。詳細は下表(対象者A・対象者B)のとおりです。

【特例措置 対象者A】		平成14年4月2日～平成19年4月1日生まれ（令和4年4月1日現在）ただし、20歳未満
1期	過去に全く接種を受けていない人	4歳以上20歳未満の間に、6～28日までの間隔を置いて1期初回2回接種後、おおむね1年を経過した時期に1期追加として1回接種できます。
	過去に1回接種を受けた人	4歳以上20歳未満の間に、6日以上の間隔で、1期不足分(初回2回目・追加)の接種(2回)ができます。
	過去に2回接種を受けた人	4歳以上20歳未満の間に、1期不足分(追加)の接種(1回)ができます。
2期	1期完了の人	9歳以上20歳未満の間に、第1期接種終了後、6日以上の間隔を置いて1回接種
【特例措置 対象者B】		平成21年4月2日～平成21年10月1日生まれ（令和4年4月1日現在）ただし、13歳未満
7歳6か月までに1期が未完了の人		9～13歳未満の間に、1期の残りの回数と、2期の接種を行ってください。2期は従来通り9～13歳未満の間に接種してください。
既に1期を完了し、これから2期を受ける人		9～13歳未満の間に1期の追加を受けた場合は、接種終了後6日以上の間隔をあけて、2期を接種してください。

名 称	詳 細
インフルエンザ	詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。
高齢者肺炎球菌	対象者には個別に郵送にてお知らせします。
成人男性対象の風しん	対象者には個別に郵送にてお知らせします。